

保育所等入所(転所)申込にあたっての確認書【2026年度】

※下記の内容を確認の上、確認欄にチェック☑し、2枚目の保護者氏名欄に署名又は記名押印をお願いします。

確認欄

選考	1	申込みの内容に虚偽があった場合は、入園内定および決定を取り消します。 就労証明書を就労先事業者等に無断で作成又は改変を行った場合も同様です。	<input type="checkbox"/>
	2	「ぶんきょう保育パンフレット2026」の内容はご理解いただけましたか。	<input type="checkbox"/>
	3	申込書の有効期限は、2027年1月入園選考までとなります。それまでに入園ができず、2027年4月以降も引き続き入園を希望する場合は、再度申込みが必要となります。 また、入所保留通知書が発行されるのは、年度内の申込みの最初の月のみです。	<input type="checkbox"/>
	4	選考指数は選考会議によって決定します。保護者や家庭の状況によっては指数が低くなる可能性があります。	<input type="checkbox"/>
	5	選考結果について、理由のいかんを問わず、事前に電話・メール・窓口等でのお問合せにはお答えできません。	<input type="checkbox"/>
	6	育児・介護休業法にもとづく短時間勤務制度を利用される場合、短時間勤務の形態により選考指数が変わります。 ・就労時間が正規の勤務時間より2時間を超えて短くなり、かつ、6時間に満たない場合 … 短時間勤務の勤務時間で指数を決定します。 ・勤務日数を短縮する場合 … 短縮後の勤務日数にもとづき指数を決定します。 入園後に、上記のような短時間勤務を取得された場合は、再申込み(再選考)となります。	<input type="checkbox"/>
	7	申込書にて「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した方は、保護者それぞれの基本指数及び調整指数を0点として入所選考します。 ただし、希望する保育所の定員に空きがある場合は、内定となる可能性があります(内定の場合、「入所保留通知書」は発行されません)。 また、当初公表した募集人数に空きがない園についても、選考までに空きが出る場合があります。	<input type="checkbox"/>
	8	入園月の前月の末日までに原則、嘱託医による健康診断及び園との面談を受けられない方は、内定を辞退していただく場合があります。 また、健康診断の結果によっては、内定が取り消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	9	内定した場合は、申込内容(保護者の就労・就学内容、児童の健康状況・在籍施設等)について、内定した園に共有させていただきます。	<input type="checkbox"/>
	10	内定した園を辞退する場合は必ず入園月の前月末日までに幼児保育課に「保育施設入所 内定辞退・申込取下届」を提出してください。 提出がない場合、在園となります。内定辞退後、改めて入園を希望される時は再度申請が必要です。その際、入園選考において不利となることがあります。	<input type="checkbox"/>
	11	転園の場合は、内定を辞退できません。 転園の申込み後、入所保留となった場合であっても、2027年1月入園選考まで転園の申込みは有効となります。転園の必要が無くなった場合には、申込期間内に幼児保育課に「保育施設入所 内定辞退・申込取下届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	12	「保育施設入所 内定辞退・申込取下届」及び「保育所退所届」は、提出後の取り止めは原則としてできません。	<input type="checkbox"/>
	13	申込み時の保護者の類型に変更があった場合や、申込み時に比べ勤務時間・日数が減ったことにより「基本指標」が下がった場合には、原則、再申込み(再選考)となります。再選考の結果、退園となる可能性があります。変更となる場合には、事前に幼児保育課入園相談係までご連絡ください。 また、年度ごとの在園児の要件確認のため、就労証明書等の提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	14	育児休業中の方(自営業等で自主的なお休みの方含む。)は、入園された月の末日までに育児休業から復帰し、速やかに「復職証明書」を幼児保育課入園相談係まで提出してください。入園月中の職場復帰が確認できない場合、または入園申込み時の勤務日数および勤務時間と同等以上の就労が確認できない場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
	15	採用内定の方(入所希望月の翌月以降に就労を開始する方は除く。)は、入園された月の末日までに就労を開始し、速やかに「就労証明書」を幼児保育課入園相談係まで提出してください。入園月中の就労開始が確認できない場合、または入園申込み時の勤務日数および勤務時間と同等以上の就労が確認できない場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
	16	出産要件の場合…通園期間は、出産月の前2か月から出生後の57日目を迎えた月の末日までです。 求職要件の場合…求職活動状況申告書をご提出ください。また、入園後3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが必要です。	<input type="checkbox"/>
	17	保育園に在籍している児童の保護者が下のお子さまを出産した場合、出産・求職要件による入園を除き、下のお子さまが3歳になった年度の末日までは、上のお子さまの保育を継続します。期間経過以降もお仕事に復帰されない場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
	18	入園後の長期休園は年度内で2か月までです。2週間以上お休みする場合は、休園の種類に応じて、「保育停止申立書」または「休園届」をご提出ください。ただし、その後も要件が継続している場合は、保育停止のみ、1か月を限度に延長することができます。その場合は、再度「保育停止申立書」をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
	19	入園して3か月以内に区外に転出の場合…退園となります。 入園して3か月以降に区外へ転出の場合…原則、その年度内に限り、継続して通園できます。 ※翌年度は改めて入園申請が必要となり、選考の結果、継続通園ができない場合があります。 ※区立幼稚園型認定こども園の2号認定利用及び柳町幼稚園長時間保育の利用は、文京区内在住が要件です。区外転出時は退園となります。	<input type="checkbox"/>

※2枚目(裏面)もご確認ください

			確認欄
保育料	20	月額基本保育料は無償ですが、延長保育料及び実費費用(通園費用、行事費用など)は無償化の対象外です。なお、文京区外にお住いの方の保育料は、各自治体において決定します。	<input type="checkbox"/>
	21	副食費の免除にあたり、転入や住民税未申告の場合など住民税所得割額が確認できない方は、保育料階層決定に必要な税資料を提出いただく必要があります。 期限までに提出がなかった場合、保育料階層は最高階層(D25)で決定し、選考上不利となります。	<input type="checkbox"/>
保育時間・送迎	22	保護者の勤務がない日は、土曜日も含め原則としてお預かりできません。	<input type="checkbox"/>
	23	保育時間は、7時15分から18時15分までの開園時間の間で、認定に基づく時間帯のうち、保護者の勤務時間と通勤時間を含む状況を確認の上、各保育園が決定します。	<input type="checkbox"/>
	24	保育園は集団で生活をしています。保育の取組みや給食の準備などがありますので、遅くとも9時30分までに登園してください。9時30分までに登園できない場合や、お休みの場合は、必ず保育園にご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
	25	園で定められた保育時間までにお迎えに来てください。また、車での園への送迎は出来ません。	<input type="checkbox"/>
	26	月120時間未満の就労、求職、疾病・障害の要件の方、育休中の保育時間は、区立保育園の場合、原則9時から16時30分までのクラス別保育の時間内でのお預かりとなります。なお、私立保育園については、園によりクラス別保育の時間が異なりますので、直接ご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	27	入園直後は集団生活に無理なく慣れるように、お子さまに合わせて短い時間から慣れ保育を行い、徐々に通常の保育時間になります。	<input type="checkbox"/>
	28	保育園は週3日以上の利用が必要です。週3日以上の利用がない場合は、原則として退園となります。	<input type="checkbox"/>
	29	1歳クラス以上(根津保育園は満1歳以上)のお子さままで、月極めの延長保育を必要とされる場合、別途申請が必要です。 区立園を希望の方 …申請受付期間に延長保育申込書等を区へご提出ください。定員に空きがあった場合でも、選考対象とならない場合は、月極め延長保育をご利用いただけません。 私立園のみ希望の方 …入園内定後、園へ直接お申込みください。	<input type="checkbox"/>
給食	30	「家庭的保育事業」をご利用の場合、短時間認定での利用となり、保育時間は、9時から17時となります。延長保育の有無については、各家庭的保育事業者にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	31	給食、補食等は集団給食のため、基本的に個々の希望による対応は行いません。お子さまに特別な配慮が必要な場合は、医師の診断のもと、指示書がある場合のみとし、基本献立から出来る範囲内での対応となります。 食物アレルギーについては、保育園での除去が必要な場合のみ、生活管理指導表等、医師の指示を基に、完全除去か解除かの対応となります。	<input type="checkbox"/>
2・3歳児までの保育園の注意点	32	■下記の保育園で、卒園後も引き続き保育園を希望する場合は、系列園へ進級して通園を続けることができます。 ○グローバルキッズ後楽二丁目分園 →グローバルキッズ後楽二丁目園(本園)へ進級 ○ソラストお茶の水第一保育園 →ソラストお茶の水第二保育園へ進級 ○こどもヶ丘保育園本駒込小規模園 →こどもヶ丘保育園本駒込園又はこどもヶ丘保育園第二本駒込園へ進級 ○キッズパートナー文京駕籠町 →キッズパートナー文京千石へ進級 ○MIRATZ本郷保育園 →MIRATZ本郷第二保育園へ進級 ○どんぐり保育園ラゴム →どんぐり保育園へ進級 ○東京こども保育園 →ぼけっとランド本郷保育園へ進級 ■上記以外の2・3歳児までの保育園において、卒園後も引き続き保育園を希望する場合は、新たに4月入園の申込みが必要です。 その場合、入所選考により入園者を決定するため、必ず入園先が決まるわけではありませんので、ご理解の上、お申し込みください。	<input type="checkbox"/>
	33	○入園月の1日までに、文京区への転入届及び幼児保育課入園相談係での手続きを行わない場合は、内定取消となります。 ○転入に関する申立書に記載した転入先住所から変更がある場合は、速やかに幼児保育課入園相談係へお申し出ください(申し出が遅れた場合や調整指數に影響がある場合は、内定取り消しとなることがあります。) ○内定しなかった場合でも、文京区に転入後、引き続き入所申込を継続する場合は、文京区への転入届及び幼児保育課入園相談係にて手続きが必要となります。手続きを行わない場合は、次回以降の選考の対象外となります。	<input type="checkbox"/>
一部保育園について	34	■柳町こどもの森(柳町保育園・柳町幼稚園) 1~3歳クラスは保育園、4~5歳クラスは幼稚園(長時間保育)となります。 また、改築に伴う園庭整備後に、認定こども園となる予定です(2027年度予定)。 なお、改築工事に伴い、園庭の使用ができません(詳しくは、文京区学務課ホームページをご覧ください。)。 ■お茶の水女子大学こども園 こども園を大学の教員等が参観する等、他の保育園と異なるところがあります。	<input type="checkbox"/>
	入所(転所)申込みにあたり、本確認書1から34までの事項について確認しました。		
年　　月　　日		保護者氏名 (自署又は記名押印)	【2026年度】